

ひ人し給べかりけるに、中のみかどの内のおと、宗少將とておはするは、上らうなりけれど、

一のまひは、中院定雅ぞおほせられむすらんとおぼしけるに、ちそく院の大殿實忠の關白にお

はするに、みかどもは、かりて、むねよしの一のまひし給へりければ、久我のおと、實雅き、つ

け給て、この少將をばよびと、めてはらだちてこもり給ければ、みかどもいだけさせ給て、心ゆる

さむとて、か、いを給はせたりければ、まかあらば、いでありかざらんもびんなしとて、よろこび

申などせられけるに、關白殿たいめんし給て、ことのついでなれば、申ぞ、大饗にはおと、尊者に

申さむするなり、そのよしきこええるべきなりなどありて、たのみておはしけるほどに、その日

になりて、みせにつかはしたりければ、御ものいみにて、かどさしておはしければ、俊明の大納言

をぞ尊者にはよび給ける、四條の宮子寛はむげにくだりたるよかなとて、なかせ給けるとかや、

りんじのまつりの一のまひ、少將のま給はぬ、やすからぬ心にて、かくたがへ給なりけり、

〔台記〕久安七年正月二十一日癸巳、今日太政大臣實藤原大饗也、内大臣實藤原來問尊者儀法、次參

禪閣忠藤原御前被尋申之、申時□□使左少將實長朝臣實藤原大來、修理權大夫雅國朝臣東來、出居

簾前傳彼命、報有所勞、不能參向之、由傳聞、右源定内實藤原兩府爲尊者、太相勸盃、非參議大辨中辨

少納言、避座平伏于長押端云々、今案、是大臣儀也、至于太政大臣者、可平伏于長押下、歟、豈無差別乎、

〔平治物語〕經宗惟方被處、遠流事同被召返事

其後新大納言經宗モ、阿波國ヨリ被召返テ右大臣ニナル、人、アハノ大臣トゾ申ケル、又大宮左大

臣伊通公、世ニ住バ、興アル事ヲ聞物哉、昔コソ黍ノ大臣有ケンナレ、今粟ノ大臣出來タリ、何カ又

稗ノ大臣出來ズラント笑ハレケリ、大饗行ハルベカリケルニ、尊者ニ此左大臣請ジ奉リケレバ、

使者聞ヲモ不憚、粟ノ大臣上テ、旅籠振舞セラル、ナ、伊通ハ得參ラジトゾ被申ケル、

〔吉部秘訓抄〕一大臣大饗時、弁少納言以下作法事